

❀子ども医療費助成の現金給付について❀

マイナ保険証（資格確認書等）を提示したが

- 医療証を持っていなかった
 - 医療証が使えなかった
- （領収証の負担率は、20%または30%）
- 入院時に食事療養標準負担額がかかった

マイナ保険証（資格確認書等）を提示せずに受診した

- （医療費を100%負担した）
- 海外で受診した
 - 補装具を購入した
 - 高額療養費に該当する

区へ申請する前に加入している健康保険組合等に申請し、保護者負担分の支給決定を受けてください。

（中央区国民健康保険の場合は、保険年金課で申請してください。）

※領収書をコピーし、保存しておいてください。

申請に必要なもの

- お子さんのマイナ保険証（資格確認書等）
- 医療証
- 領収書（7項目の記載があるもの）
※2ページ参照
- 医療証の保護者名義の銀行等の口座番号がわかるもの（通帳・カードなど）

申請に必要なもの

- お子さんのマイナ保険証（資格確認書等）
- 医療証
- 領収書のコピー
- 医療証の保護者名義の銀行等の口座番号がわかるもの（通帳・カードなど）
- 健康保険組合から届いた確定通知書（保険給付金支給決定通知書）

★ 医療証を持たずに都内の医療機関で受診した場合、自己負担分をお支払いいただく必要がありますが、後日、マイナ保険証（資格確認書等）と医療証を医療機関に提示すると返金される場合もあります。